

# 【重要事項確認書】

セーフティバンクは、ご契約期間中、お客様ご自身で動産物品類の収納場所としてご利用いただくものです。ご契約前に本書記載の「注意事項」と「レンタルスペース使用契約約款(一時使用賃貸借)」を必ずお読みいただき、十分ご理解いただいたうえで、ご契約ください。

※署名・押印された「レンタルスペース一時使用申込書兼契約書」の返送をもって、下記事項を含む「レンタルスペース使用契約約款(一時使用賃貸借)」に同意したものと致します。

## ①禁止収納物について（契約約款 第15条）

借主は下記の物品類をレンタルスペースに収納することができません。

- ・ 現金・貴金属・宝石・有価証券・各種金券等の貴重品類
- ・ 刀剣銃器類、薬物など法律上所持を禁止されたもの
- ・ 食料品、酒類、革製品など変質の可能性があるもの
- ・ 毒物、火薬、ガス、石油類、化学薬品などの危険物
- ・ 産業廃棄物、腐敗物、汚染物など異臭、悪臭を発するもの
- ・ 濡れた衣類やタオル、鉄製品などカビ、サビが発生するもの
- ・ 植物、生き物、遺骨、遺灰その他これらに類するもの
- ・ 規定の床耐荷重(1㎡当り50kg)を超える重量物
- ・ その他契約約款第15条に定めるもの

上記に該当する物品類を収納したことにより貸主や他の利用者に損害が生じた場合、借主が当該損害すべてについて法的に賠償責任を負担します。

また、上記物品類(特に貴重品・高級品類)が滅失・毀損したとしても、貸主は一切責任を負担しません。

## ②収納物についての自己責任（契約約款 第12条）

借主は収納物を、自己責任にて管理、保管をしなければなりません。

- ・ 現金、有価証券、貴金属、宝石、書画骨董、その他美術品類等貴重品高価品、その他の収納物に対する紛失・盗難・損傷等
  - ・ 高温、低温、多湿、乾燥などによる収納品の変質・損傷等
  - ・ 磁気テープ/ディスク、フィルム、写真等記録媒体類の汚損、損傷等事故や盗難、データ紛失
- 上記に該当するような事故等について、貸主は一切責任を負いません。

## ③禁止事項（契約約款 第16条）

借主は契約物件内に限らず、その施設内並びに近隣においても下記の行為は禁止されています。

- ・ 住居、事務所、その他物品類の収納目的以外での利用。
- ・ 宿泊、滞在、飲酒、飲食、営業行為、その他物品類の収納・搬出入以外の行為。
- ・ 契約物件内外のスペースならびに施設・敷地内での喫煙、火気類の使用。
- ・ 契約物件に改造、模様替え、釘、ねじ、ビス、フック等の設置、シール貼り等の工作を加えること。
- ・ お渡した鍵以外の鍵を利用したり、複製すること。(契約約款第18条)
- ・ 契約物件以外のスペースに物品類を放置すること。
- ・ 契約物件を第三者に転貸したり、その権利を第三者に譲渡、担保提供すること。
- ・ その他契約約款第16条に定めるもの

上記に該当するような事故等について、貸主は一切責任を負いません。

## ④届出事項の変更(通知義務)について（契約約款 第13条）

借主は、貸主に対して届け出た事項に変更が生じたとき(転居など)は、直ちに貸主に対して所定の書面にて報告しなければなりません。

当該報告を怠り、貸主からの重要な案内・通知を受けることができなかった場合、借主は収納物及び契約物件に対する一切の処遇を貸主に一任することとします。

## ⑤契約の解除について（契約約款 第23条）

借主が以下に該当した場合、貸主は催告・通知なく直ちに契約を解除することができます。

- ・ 支払うべき金員の支払いを1ヶ月以上遅延したとき
- ・ 貸主から借主への連絡が10日以上取れないとき
- ・ 住所不明により1ヶ月以上、新住所の届け出がなく確認が取れないとき
- ・ その他契約約款第21条の⑥、⑦、⑧、⑨、⑩に該当したとき

## ⑥解約について（契約約款 第5条）

契約期間中、理由に関わらず相手方に対して所定の書面による事前通知を行うことで本契約の解約ができます。

事前の通知は契約者本人からの申し出のみ有効とし、その通知が貸主のもとへ到着した日の翌月末日が本契約の終了日(解約日)となります。

## ⑦契約の終了について（契約約款 第24条）

借主は契約約款第24条に基づき、以下の事項を遵守しなければなりません。

- ・ 解約日まで、収納物を撤去し貸与を受けたものを返却のうえ、契約物件に必要な修繕を行い原状(契約締結時の状態)に復して明渡します。
  - ・ 残置物があった場合、その所有権を放棄したことを認めるものとし、収納物の移動や処分を含め貸主は必要な措置を講ずることができ、借主は一切の異議を申し立てることができません。
- 上記に関して費用が発生する場合は、借主がその費用を負担します。

## ⑧集合物譲渡担保予約について（契約約款 第26～27条）

借主が支払方法をクレジットカード払いとした場合、貸主に支払うべき使用料等の担保として、契約物件内に収納する物品類に対して本契約の締結により貸主を予約権者とする集合物譲渡担保予約契約が締結されます。これは、契約約款第23条に伴い本契約が解除された際に、契約物件に収納された物品類が占有改定により貸主に譲渡され、その移動や処分を含めた一切を貸主が必要な措置を講ずることができるものです。

## ⑨反社会的勢力の排除について（契約約款 第21条）

当社及び借主は、契約締結に際し、契約約款第21条に基づき、反社会的勢力に該当しないことの表明及び保証を行っております。

また、借主及びその関係者が反社会的勢力等であることが発覚した場合、契約約款第23条⑨所定の事由が生じた場合には、当社は本契約を即時解除することができます。

## ⑩鍵・カード等の紛失や再交付及び緊急出動について（契約約款 第11条及び第20条）

- 1 借主の故意または過失により、施設に対して貸主または貸主が委託した者が当該現場へ出動した場合、15,000円(消費税別)の費用が発生します。(第11条)
- 2 貸与された鍵・カードの紛失による再交付及び未返却は手数料として1本(1枚)につき、15,000円(消費税別)の費用が発生します。(第20条)